

公立大学法人金沢美術工芸大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等
に関する規程

平成 28 年 5 月 10 日

法人規定第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教員、職員及び学生（非常勤である者も含む。以下「教職員等」という。）が公的資金による研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び教職員等が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文・作品と本質的に同じ論文・作品を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサiership 著作者が適切に公表されないようにする行為
- (6) 研究費の不正使用 虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用し、又は、プールすることなどであり、法令、研究費を配分又は負担した機関（以下「資金配分機関」という。）の定める規程等及び本学の規則等に違反して研究費を使用すること。

2 この規程において「悪意」とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(研究者の自律・自己規律)

第 3 条 研究活動の不正防止は、研究者自らの自律・自己規律、研究機関の自律・自己規律に基づく自浄作用としてなされなければならない。また、研究者を目指す学生や若手研究者を育てる指導者は、自律・自己規律を理解して指導しなければならない。

2 共同研究体制においては、個々の研究者等の役割分担・責任を明確化すると共に、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるように適切な支援・助言を行い、研究代表者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

(研究不正防止教育への参加)

第 4 条 研究者及び事務職員は、本学が実施する研究活動の不正防止及び研究費の運営・管理に関する研究不正防止教育に参加しなければならない。

(誓約書の提出)

第 5 条 研究者及び事務職員は、研究活動及び研究費の使用に関して、①研究倫理規程を遵守すること、②不正を行わないこと、③不正を行った場合は、本学の処分及び法的な責任を負担す

ること、を記した所定の誓約書（様式1）に自書して、毎年度当初に提出しなければならない。

（説明責任）

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対して、その目的、収集方法等について、わかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得て行わなければならない。

（情報提供者の同意）

第7条 研究者は研究への協力者（以下「研究協力者」という。）の疲労や不安へ配慮し、研究協力者が不利益を受けることなく研究実施期間において、いつでも同意を撤回し、研究への協力を中止する権利並びに当該個人情報の開示を求める権利を有することを研究協力者に周知しなければならない。また、研究者は研究協力者が同意を撤回した場合は当該個人情報を廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）

第8条 研究者及び事務職員は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、本人の承諾なくして、これを他に洩らしてはならない。

（資料等の管理）

第9条 研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。また、研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等（以下「資料等」という。）を原則として10年間適切に保管し、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。かつ、必要な場合は、個人情報の保護に配慮した上で開示しなければならない。

（研究費の適正な管理）

第10条 研究者及び事務職員は、予算の執行状況を常に検証し、実態と合ったものになっているか確認しなければならない。

（内部監査への協力）

第11条 研究者及び事務職員は、研究費の使用に関する内部監査に協力し、誠実に対応しなければならない。

（責任体制図）

第12条 研究活動・研究費の不正防止に関する本学の責任体制図を別紙1のとおりとする。

（研究活動管理責任）

第13条 本学における研究活動の不正行為の防止に関する最高管理責任者を学長とし、その命を受け、当該防止に係る総合調整を行う補佐（以下「最高管理責任者補佐」という。）を学長補佐とする。また、大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する「研究活動管理責任者」を置き、美術工芸研究所長がこれを行う。

2 本学における研究費の不正使用の防止に関する最高管理責任者を学長とし、その命を受け、当該防止に係る総合調整を行う補佐（以下「最高管理責任者補佐」という。）を学長補佐とする。また、研究費の不正使用の防止に関する実質的な責任と権限を有する「研究費管理責任者」を置き、事務局長がこれを行う。

（研究不正防止推進責任）

第14条 本学において、研究活動管理責任者の下に、研究活動の不正行為の防止に取り組む責任

者として研究活動不正行為防止推進責任者を置き、教育研究センター長がこれを行う。

- 2 本学において、研究費管理責任者の下に、研究費の不正使用の防止に取り組む責任者として研究費不正使用防止推進責任者を置き、事務局次長がこれを行う。

(内部監査室)

第15条 最高管理責任者の下に内部監査室を置く。

- 2 内部監査室は、研究活動ならびに研究費による契約、経理出納及び旅費が適切に執行されていることを、監視体制をも含めて監視しなければならない。
- 3 内部監査室の監査方法等については別に定める。

(研究活動に関する監視体制)

第16条 研究活動管理責任者は、研究活動不正防止のための環境を整備し、かつ研究活動が適切に執行されていることを監視しなければならない。

- 2 内部監査室は、研究活動における不正発生要因の情報を入手した上で、研究活動が適切に執行されていることを、前項に示した監視体制をも含めて監視しなければならない。

(研究費執行に関する監視体制)

第17条 研究費管理責任者は、研究費不正防止のための環境を整備し、かつ研究費が適切に執行されていることを監視しなければならない。

- 2 研究費管理責任者は研究者及び事務職員が取引業者との間に不正を生じないようにするために、取引業者に対し誓約書(様式2)の提出を求めるものとする。
- 3 内部監査室は、研究費による契約、経理出納及び旅費が適切に執行されていることを、第1項に示した監視体制をも含めて監視しなければならない。

(不正防止計画の策定と実施)

第18条 研究活動不正行為防止推進責任者及び研究費不正使用防止推進責任者は、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 研究活動管理責任者及び研究費管理責任者は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を誘発する要因を分析し、最高管理責任者に報告すると共に、その防止のために適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究不正防止教育の実施)

第19条 研究活動不正行為防止推進責任者及び研究費不正使用防止推進責任者は、研究不正防止推進会議を組織し、研究者及び事務職員の研究倫理を向上させるための研究不正防止教育を毎年実施しなければならない。

- 2 研究不正防止推進会議は、研究者及び事務職員が研究不正防止教育を受講し、適切に研究活動を行い、競争的資金等の管理・執行を行っているかを監視し、研究活動管理責任者及び研究費管理責任者に報告すると共に、必要に応じて研究者及び事務局員に改善を勧告しなければならない。

第19条の2 研究不正防止推進会議は次の者を以て構成する。

- (1) 担当する教育研究審議会委員
- (2) 研究活動不正行為防止推進責任者及び研究費不正使用防止推進責任者
- (3) 教育研究センターの構成員 若干人
- (4) 事務局会計経理担当職員及び美術工芸研究所職員 各一人

(5) 最高管理責任者が指名する教職員等

2 研究不正防止推進会議の長は、研究活動不正行為防止推進責任者とする。

3 研究活動不正行為防止推進責任者は、必要に応じて会議を招集することができる。

(不正行為に関する窓口の設置)

第 20 条 本学における不正行為に関する申立て及び不正行為に関する相談に対応するための受付窓口を美術工芸研究所に設置する。

(不正行為の疑いの申立て)

第 21 条 通報等の方法は、原則として顕名とし、不正行為等を行ったとする教職員及び教職員グループ、不正行為等の態様、事案の内容等を明示した書面、電話、ファクシミリ、電子メール及び面談によるものとする。

2 教職員等は、不正行為の疑いが存在すると思料するに足り合理的な根拠がないことを知りながら、前項の申立てをしてはならない。

3 匿名による通報であった場合においても、その内容によっては顕名による通報に準じて扱うことができる。

(申立ての受付等)

第 22 条 受付担当者は、調査の申立てを受けたときは、最高管理責任者及びに最高管理責任者補佐に報告するとともに、速やかに当該申立てを受領した旨を、当該申立てを行った者（以下「調査申立者」という。）に通知するものとする。

(予備調査)

第 23 条 最高管理責任者は、当該申立て内容の合理性、調査可能性等について調査（以下「予備調査」という。）を行うよう、研究活動管理責任者に対し要請する。ただし、最高管理責任者が、予備調査が必要でないと認めた場合は、これを省略して、第 25 条に定める本調査を実施することができる。

2 研究活動管理責任者は、予備調査委員会を設置し、その委員長となる。

3 予備調査委員会の委員（以下「予備調査委員」という。）は、予備調査委員長が指名する。また、最高管理責任者が指名した教職員等についても予備調査委員に加える。

4 予備調査委員会は、調査申立者に対し、不正行為の疑いが存在すると思料する根拠の説明、又は事実の存在を示す根拠の提出を求めることができる。

5 予備調査委員会は、調査を実施するに当たって、必要に応じて調査の対象となる教職員等（以下「調査対象者」という。）に対し、事情聴取を行うことができる。

6 予備調査委員会は、申立てを受け付けた日から 30 日以内に、申立てられた当該研究（以下「当該研究」という。）について本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かの意見を付して、調査結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査の決定等)

第 24 条 最高管理責任者は、予備調査の報告を受けて、直ちに当該研究の本調査を行うか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに調査申立者、調査対象者及び資金配分機関に通知する。

3 予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、本調査が行われない場合も資金配分機関や調査申立者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第 25 条 最高管理責任者は、当該研究について本調査を行うことを決定した場合、調査申立者及び調査対象者に本調査を行うことを通知するとともに、調査対象者に対し当該研究の研究費支出を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定した研究（以下「調査対象研究」という。）が資金配分機関の資金により行われていた場合は、当該資金配分機関及び関係省庁に対し、本調査を行う旨報告する。
- 3 本調査は、本調査実施の決定後 30 日以内に開始するものとする。

(調査委員会)

第 26 条 最高管理責任者は、本調査を行うと決定した場合、研究活動管理責任者の下に金沢美術工芸大学研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し調査する。

- 2 調査委員会は、原則として次の各号に掲げる者をもって構成する。但し、調査申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有する者は、除外しなければならない。
 - (1) 研究活動管理責任者
 - (2) 研究費使用管理責任者
 - (3) 最高管理責任者が指名する教職員等
 - (4) 専門知識を有する学外の者 調査委員会の半数となる人数
- 3 調査委員会の委員長は、研究活動管理責任者とする。
- 4 調査委員会は、委員長が招集し、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 調査委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 7 調査委員会を設置し、10 日以内に調査申立者及び調査対象者から異議申立てがあった場合、最高管理責任者及び調査委員会委員長は、異議申立て内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を調査申立者及び調査対象者に通知する。
- 8 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- 9 調査委員会は、調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関の求めにより、調査対象研究に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 10 最高管理責任者は、調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、当該資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査方法等)

第 27 条 調査委員会は、調査対象研究について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により、本調査を実施する。

- 2 調査申立者、調査対象者及びその他の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

- 3 調査委員会は、調査対象研究に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となるデータや論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- 7 調査委員会は、調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関の求めにより、調査対象研究に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 8 最高管理責任者は、調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、当該資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(認定の手續)

第 28 条 調査委員会は、調査開始日から 150 日以内に、本調査の結果に基づき、次に掲げる事項を認定する。

- (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 不正行為が認定された場合は、その内容及び悪質性、不正行為等に関与した者とその関与の度合い、不正行為の存在が認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 3 不正行為がなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその認定を行うものとする。
 - 4 調査委員会は、前項の認定を行う場合には、調査申立者の弁明を聴取しなければならない。
 - 5 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定を行うとともに、配分機関に報告する。
 - 6 調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 29 条 調査委員会は、調査申立者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する資

料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 30 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を調査申立者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、調査申立者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

4 最高管理責任者は、調査対象者に不正行為の事実があると認定した場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 調査対象者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令

(2) 不正行為と認定された研究活動に係る研究成果について、前項の当該資金配分機関以外の学外の資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関への認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置

(3) 懲戒処分等の措置

5 学長は、調査対象者に不正行為の事実がないと認定した場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置

(2) 第 21 条第 2 項に違反して申立てを行ったことが明らかである場合、調査申立者に対する懲戒処分等の措置

(不服申立て)

第 31 条 不正行為と認定された調査対象者は、30 日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。調査委員会は、調査対象者からの不服申立てがあったときは、調査申立者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

2 調査申立てが悪意に基づくものと認定され、これに不服がある調査申立者は、30 日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。調査委員会は、調査申立者からの不服申立てがあったときは、調査対象者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に関わるもの又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

4 調査委員会は、速やかに審議し、その結果を概ね 50 日以内に最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及

び調査を行った研究が資金配分機関の資金により行われていた場合は、当該資金配分機関及び関係省庁に通知する。

(調査結果の公表)

第 32 条 最高管理責任者は、不正行為又は悪意に基づく申立ての事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する調査結果の内容（項目等）は、原則として次の事項とする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項

2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものとする。但し、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 公表する調査結果の内容（項目等）のうち、公表不要の項目は最高管理責任者が定める。

(秘密の保持)

第 33 条 最高管理責任者補佐、受付担当者、調査委員会委員、その他不正行為の調査等に携わる者は、受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査申立者及び調査対象者等の保護)

第 34 条 本学の教職員等は、調査申立者又は不正行為に関する相談をした者及び調査に協力をした者に対して、申立て、相談又は情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学の教職員等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(準用)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、申立てがあったものとみなし、この規程を準用する。

- (1) 本学教職員等以外の者からの調査申立て
- (2) 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合
- (3) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする教職員等・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合

(雑則)

第 36 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、文部科学省の定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 10 日から施行する。

研究活動・研究費に関する誓約書

金沢美術工芸大学 学長 殿

私は、研究活動及び競争的資金を含む公的研究費の使用に関して、以下の誓約事項
を守ることを誓約いたします。

【誓約事項】

- 1 公立大学法人金沢美術工芸大学研究倫理規程、公立大学法人金沢美術工芸大学における
公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程及び当該研究費の使用規
則等を遵守して、交付された研究費を適正に使用すること。
- 2 不正行為を行わない、もしくは不正行為に関与しないこと。
- 3 規則等に反して、不正行為を行った場合は、金沢美術工芸大学及び配分機関の処分、
並びに法的な責任を負担すること。

年 月 日

所属・職名 _____

氏 名： _____

様式2（取引業者用）

誓 約 書

当社（当法人）は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当社（当法人）は、金沢美術工芸大学が定めた会計規則及び契約事務取扱規程を遵守するとともに、不正取引、不適切な契約などの不正には関与しません。
- 2 金沢美術工芸大学が公的研究費に関して実施する内部監査、その他の調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請があった場合は、これに協力します。
- 3 当社（当法人）による不正行為が認められた場合は、契約事務取扱規程に定める取引停止を含む如何なる処分を講じられても異議はありません。
- 4 金沢美術工芸大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為等の依頼、過去における不正取引事実が判明した場合には、遅滞なく金沢美術工芸大学研究費不正使用等に関する通報窓口に通報又は情報を提供します。

年 月 日

金沢美術工芸大学 学長 殿

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

㊞

別紙 1

金沢美術工芸大学における研究不正防止に関する責任体制図

